

「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
第 1 ～11 （略） （指定取消し等） 第12 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、指定の取消し又は使用の一時停止を行うことができる。 （1）改造、破損等により当該処理施設が指定基準に適合しなくなったとき （2）「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年 2 月 1 日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）<u>第10の（7）及び第14の（4）</u>の指示事項に違反があったとき 2 （略） 第13～15 （略） 別表（第 3 関係） ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設の指定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱加工処理施設の位置</td><td>植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内にいること。</td></tr> <tr> <td>加熱加工処理責任者</td><td>植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。</td></tr> <tr> <td>加熱加工処理施設までの運搬経路</td><td>水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。なお、陸路の場合は、輸入港から当該輸入港の港頭地域内に位置する加熱加工処理施設に密閉型輸送機器を使用して運搬する場合に限る。ただし、輸入港から当該輸入港とは別の植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内に位置す</td></tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内にいること。	加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。	加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。なお、陸路の場合は、輸入港から当該輸入港の港頭地域内に位置する加熱加工処理施設に密閉型輸送機器を使用して運搬する場合に限る。ただし、輸入港から当該輸入港とは別の植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内に位置す	第 1 ～11 （略） （指定取消し等） 第12 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、指定の取消し又は使用の一時停止を行うことができる。 （1）改造、破損等により当該処理施設が指定基準に適合しなくなったとき （2）「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年 2 月 1 日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）10の（7）の指示事項に違反があったとき 2 （略） 第13～15 （略） 別表（第 3 関係） ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設の指定基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱加工処理施設の位置</td><td>植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内にいること。</td></tr> <tr> <td>加熱加工処理責任者</td><td>植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。</td></tr> <tr> <td>加熱加工処理施設までの運搬経路</td><td>水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。</td></tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内にいること。	加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。	加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。
項 目	基 準																
加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内にいること。																
加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。																
加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。なお、陸路の場合は、輸入港から当該輸入港の港頭地域内に位置する加熱加工処理施設に密閉型輸送機器を使用して運搬する場合に限る。ただし、輸入港から当該輸入港とは別の植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内に位置す																
項 目	基 準																
加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる港の港頭地域内にいること。																
加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。																
加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路（密閉型輸送機器を使用すること。）によること。																

	る加熱加工処理施設に密閉型輸送機器を使用して運搬する場合であって、アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則（平成18年2月1日17消安第10801号消費・安全局長通達）に定める手続きを経た場合についてはこの限りでない。		
運搬用具	（略）	運搬用具	（略）
加熱加工処理施設の構造・装置	（略）	加熱加工処理施設の構造・装置	（略）
隔離保管施設	（略）	隔離保管施設	（略）
別記様式1（第4関係）	（略）	別記様式1（第4関係）	（略）
別記様式2（第8関係）	（略）	別記様式2（第8関係）	（略）
別記様式3（第9関係）	（略）	別記様式3（第9関係）	（略）